

京都市健康増進センター条例を廃止する条例(令和4年6月14日京都市条例第 7 号)
(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)

京都市健康増進センターは、市民の健康の保持及び増進の用に供するための施設として設置していますが、市内全体において民間事業者等により同等の事業が数多く実施されていることから、その設置の必要性及び効果が低下しているため、これを廃止することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市健康増進センター条例を廃止する条例を公布する。

令和4年6月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第7号

京都市健康増進センター条例を廃止する条例

京都市健康増進センター条例は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1保健衛生関連施設の項中「健康増進センター」を削る。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)